

## 別表七（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第57条（欠損金の繰越し）若しくは平成27年改正前の法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合、法人が法第78条（所得税額等の還付）若しくは第144条の11（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による中間申告をする場合に限り、6において同じです。）又は法人が法第80条第5項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項若しくは法第144条の13第11項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付の請求をする場合に記載します。
- 2 「損金算入限度額2」の欄は、中小法人等事業年度（法第57条第11項各号に掲げる法人の当該各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。）に該当しない事業年度にあつては「又は100」を消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を消します。
  - (1) 措置法第66条の11の4第2項（銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構
  - (2) 措置法第67条の14第1項第1号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社
  - (3) 措置法第67条の15第1項第1号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人
  - (4) 措置法第68条の3の2第1項第1号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法第4条の3（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいいます。（5）において同じです。）
  - (5) 措置法第68条の3の3第1項第1号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人
- 3 「控除未済欠損金額3」の欄の記載に当たっては、次に依ります。
  - (1) 当該事業年度が法第57条第2項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除きます。）には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。
  - (2) 当該事業年度が法第59条第1項又は第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（同項の規定を同条第5項又は震災特例法第17条第1項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(三)「27」の金額を記載します。
  - (3) 当該事業年度が令和2年改正法附則第20条第1項（欠損金の繰越しに関する経過措置）に規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認の場合又は連結納税終了の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）には、同項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる同項に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。
  - (4) 当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第57条第9項又は令和2年改正法附則第20条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額（法第58条（青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例）の規定の適用があるものを除きます。）は、記載しません。
- 4 通算法人が法第64条の7第1項第1号から第3号まで若しくは第5項（欠損金の通算）の規定の適用を受け、又は法第80条第5項において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合の「3」

から「5」まで及び「14」の各欄の記載に当たっては、前号の規定にかかわらず、次によります。

(1) 「控除未済欠損金額3」の欄は、別表七(二)「1」の金額を記載します。

(2) 「当期控除額4」の欄の記載に当たっては、次によります。

イ 別表七(二)付表一「8の計」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「計」の欄に記載します。

ロ 別表七(二)付表二「4の計」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「計」の欄に記載します。

(3) 「翌期繰越額5」の欄は、別表七(二)「4」の金額及び同表「7」の金額の合計額を記載します。

(4) 「中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額14」の欄は、別表七(五)「10」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を記載します。

5 当該事業年度が令和5年改正前の措置法(2)において「令和5年旧措置法」といいます。)第66条の11の4第1項(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例)の規定の適用を受ける事業年度である場合(別表七(二)付表二「4の計」の欄に金額の記載がある場合を除きます。)における「当期控除額4」の欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 「((2)―当該事業年度前の(4)の合計額)」の金額が0に満たない場合には、当該金額を0として計算します。

(2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに別表七(一)付表五「12」の金額を含めて記載します。

6 「災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算」の各欄は、法第58条第1項に規定する災害による損失若しくは震災特例法第15条第1項(震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例)に規定する震災関連原状回復費用に係る損失が生じた場合(法第58条の規定の適用がある場合に限り)、法第78条若しくは第144条の11の規定による還付を受けようとする場合又は法第80条第5項において準用する同条第1項若しくは法第144条の13第11項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付の請求をする場合に記載し、その明細を別紙に記載して添付します。

7 「繰越控除の対象となる欠損金額16」の欄は、当該法人が青色申告書を提出する法人である場合には、記載しません。